仮証明書の発行について

運転技能講習等の受講申請、建設業の許認可等のため、２ヶ月も待てない、急ぎで何らかの証明が必要という場合には、技術検定試験の合格者であり、現在申請手続中であることの仮証明書を発行しています。

1．申請方法

※再交付または書換の申請が前提です。仮証明のみの申請は一般的には受けていません。

・再交付または書換**申請書の余白に、「仮証明書希望」と記載**してください。

2．申請にあたって注意点

①手数料

手数料はかかりませんが、**110円切手を貼った返信用封筒(送付先住所氏名記載) を同封**してください。

②有効期間等

・あくまで正式な合格証が交付になるまでの臨時的なものとなります。
・現在の状態（合格番号、氏名、本籍等）での証明となります。
・正式な合格証が交付された後は、有効期間内でも仮証明書は無効となります。

※再交付の場合⇒合格番号の末尾にアルファベットの記号が付きます。
※書換の場合⇒変更または訂正後の新しい状態になります。
よって、本紙と仮証明が不整合となりますので、使用する際には注意が必要です。